

埼玉県労働委員会 マスコットキャラクター募集

採用者には
QUOカード
30,000円分
贈呈♪

募集期間延長：8月31日（日）9月7日（日）まで

皆さんは「労働委員会」を知っていますか？労働委員会は、公平・公正・中立な立場から、働いている人と雇っている人の間のトラブルを、双方が納得できる形で解決するお手伝いをしています。

このイメージを県民の皆さんに伝えてくれるPRキャラクターを求めています。
ぜひ、あなたのアイデアをお寄せください！

イメージ

個人も会社も
組合も利用
できます

一緒に
解決策を
探します

お話を
じっくり
聞きます

募集規定

- ・ マスコットキャラクターの名前と全身像（正面必須、側面・背面は任意）
 - ・ マスコットキャラクターの説明（由来や特徴、デザインに込めた思いなど）
 - ・ A4サイズにデジタルで描画（フルカラー）
 - ・ データサイズ 10MB以下
 - ・ 形式 JPEG/PNG
- ※ 1体ではなく、複数体でも可



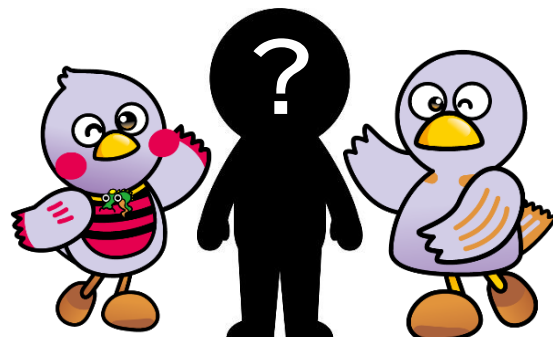
▲詳細は県HP
をチェック！

応募方法

- ・ 対象：県内在住・在勤・在学の方
- ・ 提出：応募票と作品を応募用メールアドレスに送付

★最優秀賞（採用作品）は、埼玉県や埼玉県労働委員会の各種広報媒体で使用します。また、受賞者に対しては記念品（楯・クオカード）を贈呈し、お名前を県HPなどで紹介します

～皆さんのご提案を楽しみにしています～



さいたまっち

コバトン

労働委員会について詳細は裏面をチェック→

労働委員会ってどんなところ？

労働委員会は、労働者と使用者の間に生じる問題の解決を支援するため、法律に基づいて設置された行政機関です。

労働問題について専門知識を持つ「公益委員」の他、労働者・使用者それぞれの立場に深い理解のある「労働者委員」「使用者委員」の3者で問題解決にあたります。



労働者委員
(労働組合の役員など)



公益委員

(弁護士、学識経験者など)



使用者委員

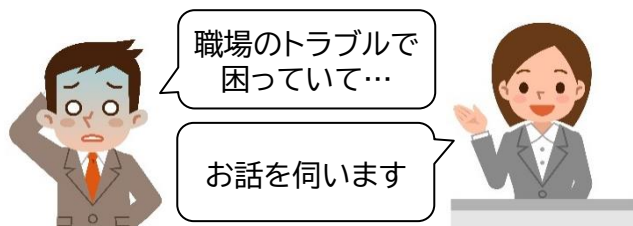
(企業経営者、
経済団体役員など)



▲詳細は県HP
をチェック！

解決までの流れの一例

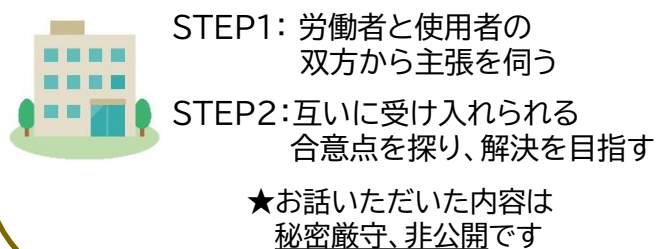
- 1** 労働者または使用者が
労働委員会に申請する



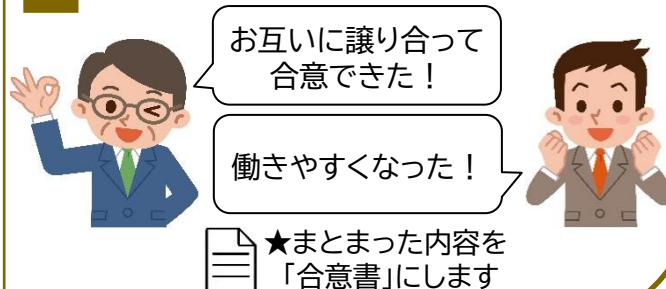
- 2** 労働委員会が相手方の意向を確認する



- 3** 労働委員会を介して話し合いを行う



- 4** 解決！



お問合せ先

ご利用や制度の詳細について、お気軽にお問い合わせください！

埼玉県労働委員会事務局

TEL:048-830-6452・6465

FAX:048-830-4945

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁第三庁舎4階

埼玉県労働委員会

